

平成30年第7回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年7月18日(水) 午後3時45分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 図書室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|--------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 岩山 澄男 | 植山 淑子 |
| 大橋 つや子 | 佐藤 和美 | 篠田 巧 |
| 瀧山 勝弘 | 田口 幸雄 | 中野 修 |
| 南野 哲廣 | 野尻 涉 | 弘中 隆司 |
| 藤井 繁夫 | 松田 孝子 | 松田 康浩 |
| 松原 正晴 | 安永 彰 | 山縣 正明 |
| 山田 孝治 | 山中 佳子 | 吉村 徹 |
- 5 欠席農業委員
- 6 欠席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 阿野 秀文 | 鮎川 幸彦 | 大石 洋典 |
| 原田 一馬 | | |
- 7 事務局 事務局長 安永 一男 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後3時45分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>暑い中、本日は総会に参加いただき誠にありがとうございます。総会を始める前にみなさんをお願いをしておきます。今回の豪雨災害による被災地の農業委員会に対して支援金と言いますか、激励金を若干送りたいというふうに思っております。いろいろ事務局とも相談しましたが、山口県内に支援センターやボランティアセンターを立ち上げて、ボランティアを募集している市が3市ございます。周南市、光市、岩国市、この3つの農業委員会にそれぞれ1万円ずつわずかではありますけれど、農業委員さんのお茶代等に使ってくださいということで互助会の会費より送りたいと思います。ご了承よろしく願いいたします。それでは、只今より平成30年第7回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名、全員出席でございます。よって本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名いたします。6番、岸委員。9番、櫛崎委員。よろしく願いいたします。まだ、総会が終わった後にも農地パトロール等の説明等ございますので、議事を早く進めて行きたいと思っております。それでは議事の方に入って行きたいと思っております。それでは議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から4までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。それと現地調査、直接関係のなかった推進委員みなさんには、入っていない書類がございますのでその点につきましてはご了承くださいませ。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>議事に入る前に申し訳ありませんが、資料の差し替えがあります。先月行いました平成30年第6回農業委員会総会、参考資料の7ページ、議案第1号農地法第3条、番号5の参考資料の位置図が間違えていましたので、差し替えをお願いします。この差し替えは農業委員さんのお渡ししています。続きまして、本日の議事目録の差し替えをお願いします。差し替えは、議事目録、2ページ、11ページ、15ページの差し替えをお願いします。差し替えの理由としては議事順位第8、報告第3の追加により2ページ農地法第3条、番号3、土地が2筆追加されるためです。また、11ページは、記載漏れが2筆ありましたので、訂正させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>4件朗読。</p> <p>1件目。施設に入所しているため、耕作管理が困難である譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況より農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号</p>

	<p>で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農業の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。高齢のため耕作管理が困難な譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について、適正に耕作されています。第2号、第3号には該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。耕作が困難な譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号、第3号には、該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。耕作管理が困難な譲渡人からの申し出により申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号、第3号には該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。1番を除きます。</p>
13番	<p>13番。武藤です。議案第1号2番、●●●●さんの案件です。こちらは、7月9日山本会長、馬屋原委員、安永事務局長、小幡くんと共に、また現地では地元委員と合流し、現地調査を行いました。場所は、●●●●●●で先程●●と言われましたが、●●の間違いだと思います。美祢市の●●●●●●から●●●●●●号線●●方面へおよそ2km、左折して市道をおよそ400mくらいの場所です。資料にもありますように、所有者の●●●●●●さんが高齢のため、息子さんの●●●●●●さんに譲り渡すという事で特に問題はないと思います。続けて言ってもよろしいでしょうか。</p>

議長	続けてください。
13番	<p>3番の●●さんの案件ですが、場所は●●●●、●●●●●付近の交差点より●●●●●号線を●●方面へおよそ200m行った所です。資料にもありますように、所有者の●●さんが山口市の方にお住まいで耕作管理ができないということで、譲渡したいという事です。別に問題はないと思います。</p> <p>4番目、●●さんの案件です。場所は●●●●●。●●から●●面に向かって行き、●●の信号過ぎてすぐに右折し2km弱です。こちらでも現地で吉村推進委員と合流しまして、調査いたしました。所有者の●●●●●さんは山口市にお住まいで耕作管理が出来ないということで譲渡するという事で特に問題はないと思います。審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。只今の説明に対して地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p> <p>1番。●●。地元委員何か分かればお願いします。縄田委員何かわかりますか。</p>
14番	別に問題はないと思います。ただ、私がここの所に耕作をしているんですが、この土地は違っているような。何というか形が変わってきて、番地と場所の整合性があっていない気がします。
議長	2番。
18番(推進委員)	よろしいです。
議長	次回から他の委員さんの発言内容をよく聞いておられて、自分の判断で発言をしていただけると幸いですけれど。
18番(推進委員)	すみません。少し遅れてまいりましたので、終わる寸前でございました。もう終わりましたよと言われました。
議長	3番。
11番(推進委員)	推進委員の田口です。只今の件に関しましては、先月でしたか全部の圃場を見まして問題ないと思います。以上です。

議長	ありがとうございます。では、4番。
25番(推進委員)	推進委員の吉村です。長年●●●●●に、もう持ち主が管理ができないという事で今回の申請になりましたけど、引き続いて原川さんが管理されることに問題ないと思います。
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声)今日は推進委員のみなさんもいらっしゃいますので、言っておきますけれど、推進委員のみなさんは発言権はございますけれど、賛成権の方がございませんので、賛否には参加しないでいただきたいと思います。それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から4までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請地は美祢市役所●●●●●から南西へ2.4kmの位置にある農用地区域内農地です。申請人は東京都に本店を置く建設業を営む者です。新山口幹線電線張替工事に伴うヘリポート、表土置場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。この案件につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないためこの要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、3件目。同一申請者、同一業者ですのでまとめて説明いたします。申請地は美祢市役所●●●●●から南西へ2.7kmの位置にある農用地区域内農地です。申請人は東京都に本店を置く建設業を営む者です。太陽光発電所建設工事に伴う、工事用仮設進入路として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるもので</p>

	<p>す。この事案につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨の記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は美祢市役所●●●●●から南西へ400mの位置にある圃場整備されている第1種農地です。申請者は市内に事務所を置く農事組合法人です。申請地を借り受け、農作業場、農機具倉庫、資材置場等を設置するものです。第1種農地を対象とする転用ですが、農地法施行令第4条第1項第2号イに該当し許可の対象となるものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと、4番借受人の職業のところを農事組合法人というふうに訂正をお願いできますか。建設業になっています。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
17番	<p>17番、馬屋原です。まず番号1ですが、●●●●●ですが、9ページを見ていただいたら分かると思いますけど、●●●●●と言いまして●●●●●から●●●●●に抜ける方の道で、●●●●●があるんです。それから、●●●●●よりの方に●●●●●というバス停があります。そこから100mくらい行かれた所に、泥田といいますか、そこに該当のヘリポートの予定地がございます。今現在、除草剤等使っておりましてよく管理されておりましたが、そのヘリポートを作ったからと言って周りに影響は及ぼさないと申しますし、何ら問題はなかろうかと思ひます。2番、3番ですが、まず2番ですけども、これは●●●●●という地域ですが、●●●●●の交差点から●●●●●方面の県道を行きますと●●●●●という地域がございます。ソーラー発電の為に進入路が作られるわけですけども、入口の方が2番だろうと思ひますが、2番に入口を、進入路を作って、それから上がって行って入った所が3番になります。これがまたそこを拡張して、自動車道、特にダンプだと思ひますが、ダンプが入る予定のようでございます。それで一応、杭の位置も全部打ってありましたので見てみましたが、それを中心線として図面通りされるという事で現地を確認しましたが、何ら周りにも影響は及びませんので今現在も、どちらかといいますと若干荒廃しているような状況の中で工事車両用の進入路が作られたところで問題無いというふうに思ひます。以上です。</p>
13番	<p>13番、武藤です。4番の案件。●●●●●さんの案件ですが、こちら場所は先程事務局さんが言われた通り●●●●●から南西へおよそ400m。●●●●●さんの農作業場、農機具、資材置場、駐車場として整備される計画です。資料15ページの通り図面にありますようにT字路の角地で、こちらを転用しても周りの環境には影響はないと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願ひいたします。</p>

1 6 番(推進委員)	1 番の●●●●●の件ですが、この件につきまして●●の部落の方にはヘリコプターは飛びません。その手前の七区●●という集落の上をヘリコプターが飛ぶようになりますので初集会におきまして説明があり、地元住民から何も無く、よろしく願いますという事で終わっておりますので、ご報告しておきたいと思います。
議長	ありがとうございます。2 番。3 番。 すみません。推進委員さん病院に行くとは帰られました。それで私の方という事でしたので、私の方から。別に現地調査されました委員さんの報告に何ら問題は無いと思いますし、一時転用終了後は、どうもこれを一時転用で借り受けて最終的には買い上げて市道にして戻すような話もあるようでございます。まだそこが決まっていないのでとりあえずは一時転用だと、市道の拡幅のような感じになります。以上です。4 番。
1 1 番(推進委員)	推進委員の田口です。今法人の倉庫なんですけど、今ある倉庫が手狭になりまして、ここを借り上げて、ここの●●さんと●●●●●が中心になって機械等、最適化しまして●●さんも快く貸すということで問題無いと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは委員のみなさん何かご意見がございましたらお願いいたします。
6 番	2 番、3 番のソーラーは農地を転用か何かで使えるんですかね。
議長	もう転用は全て決定。終わっています。だから進入路。先月も進入路が1本。先月は泥置場が出まして、その前の月に進入路が一つ出まして。
6 番	同じ所だけど進入路が違うんだ。
議長	そうです。だから先月出た泥置場と、先々月出た進入路につきましては一時転用で、これは原状復帰をされる件でございます。
1 3 番	気付きなんですけど、2 番、3 番の転用の日にちが9月31日になっています。30日までじゃないですか。
議長	すみません。事務局、9月は31日はございませんので、30日に訂正をお願いします。2 番、3 番の期限。2021年9月31日

事務局	<p>なっていますけれど、9月30日に訂正をお願いします。他にございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し常設審議委員会に附します。今日初めての方もいらっしゃると思いますので、常設審議委員会というのは県の会議でございます。普通28日にありますけれど、今月は29日に県の方で会議がございまして、これで何も問題が無かったら美祢市の農業委員会の方に許可書を交付するということになります。それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第に基づく別段面積の見直しについて議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>今日お配りしております、参考資料の方です。これは今農業委員さん、最適化推進委員さんの方にも資料を配布しておりますのでご覧いただきたいと思います。ホッチキス止めをされております、下限面積、別段面積の設定について案という資料をご覧ください。この別段面積は平成21年12月の施行の改定農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い市の区域内について、これらの範囲以内で別段の面積を定め農林水産省で定めるところにより、これを公示した時はその面積を下限面積として設定できるようになりました。という事でございます。1ページめくっていただきまして、資料1という農地法そして農地法施行規則について、農業委員会の適正な事務実施についてというところの表をご覧くださいと思います。今、私が読み上げたところは左の方の農地法というところで、第3条第2項第5号というところに書いてありまして、いわゆる5反無いと農地が買えないというところでございます。それで今回の下限面積を、今下線が引いてあるところですけども、市町村区域の一部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段面積を定め、農林水産省の考えるところにより、これを公示した時はその面積ということで、今、1反ということで定めております。それで前のページに戻っていただきまして、農業委員会の適正な事務実施についてというところで、農業委員会は毎年利用状況調査の結果等に基づき下限面積、別段面積の設定又は修正の必要性について検討することになっております。これが資料1の右の段になっておりまして、農業委員会の適正な事務実施について法律でございまして、第2の農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取り組みということで1の法令業務、2の下限面積の周知及び公表というところに書いてありまして、別段面積を設定している場合は別段面積と設定理由をホームページ等により公表しなければならないとなっております。そして、毎年の必要性をこの総会で決定しようというわけですが、参考に下の方に平成30年4月1日現在県内の状況を調べておりまして、申しますと、下関市さんがまず全域で50アール、有機地区的に40と30というのがあります。山口市さんが全域30アールで17条第1項、萩市</p>
-----	---

さんも17条の第1項、下にあります。美祢市だけ全域10アールで17条の第2項、そして阿武町さんも全域30アールで17条の第2項を利用して一部10アールということを書いてあります。今の第17条の第1項と第2項ということなんですが、この資料1の真ん中のところの農地法施行規則の方にあります。17条第1項の方に1項と2項とあるわけですが、1項の方の設定基準は3の所にあります、耕作又は事業に移行している社の総数の概ね100分の40にならないようにと設定されまして、これがよく分かりませんのでこのグラフのページをめくっていただきまして、農地法関係事務に係る事務処理基準というのがございます。そこで農地法第3条第2項第5号の関係の事が書いてありまして、カッコ1の③のところ農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定は平均的な経営規模が小さい地域において、と判断される場合は17条の第1項を利用して設定しなさい。それ以外の高齢化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効活用が判断される場合はこの17条第2項により設定しなさいと書いてあります。美祢市はこの第2項を利用して10アールに下げている訳でございます。それで資料2の方を見ていただきまして、これ17条第1項で設定した場合は、農林業センサスというのがあるんですが農林業センサスを基に算定いたしますと、旧美祢であれば2015年の農林業センサスの農家世帯は1,033世帯。そして旧美東であれば、544世帯。旧秋芳であれば、652世帯あります。それで100分の40を下らないという数字を見ますと、2015年丸1の所の右の方の3つ目の40%の農家数というところが、40%を示す件数が書いてあります。旧美祢であれば414件、旧美東であれば218件、旧秋芳であれば261件が40%の農家数でございます。これを50アール未満で刻んでいただきまして、10アール、20アール、30アール、40アール、50アールとずっと100アール以上の農家数が書いてあります。それに当てはめていきますと、旧美祢では414件ですから、10アールの6件、20アールの131件、30アールの176件、40アールの78件を足したものが40%を下らないもの。約391件くらいあります。これは旧美東と旧秋芳と同じように合わせますと、旧美東であれば60アール、旧秋芳であれば60アールという事になります。結局美祢市全体で考えますと、50アールという事になりまして、結局この第1項を利用して算定いたしましたから、50アールから下げられないようになります。それで今回また、昨年も設定しておりますが第2項を利用いたしまして、10アールを適用していきたいと思っております。理由なんですが、一番初めのページの右のところを先程言いましたけれど、第1項を利用すると50アールから下げられないので使用しない。カッコ2の方には第17条の第2項を適用して下げるようになりますが、見直しの資料を加味しながら平成29年度の農地法32条の規定に基づく利用状況調査の結果、公開農地面積が2.9haは解消しましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足、そして有害鳥獣被害により、新たな遊休農地が発生した結果、結局解消されていないという状況になっております。また、安易に下限面積の引き下げを行うと農地が虫食い状態になり集落営農や担い手営農、団地集積の例外や短期営農の増加につながる恐れがありますので下限面積を弾力化して50アールにも満たない規模拡大農家や新規就農者を促進しなければ引き続き農地の保全や有効利用を図れないと判断いたしました。それで、参考なんですけど平成28年の1年間この下限面積を下げまして3条での所有権移転されたのが7件で、15筆の、15,968㎡そして、平成29年7月からの1年

	<p>間は2件でございまして、8筆の4,615㎡となりました。以上により若干件数は下がっておりますけれど、引き続き今後荒廃農地調査により遊休農地が増加すると懸念されますので、引き続きこの10アールから変更しないという事で事務局は考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。非常に難しい説明じゃなかったかなと思います。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。賛成多数。議案第3号は原案の通り決定をいたします。続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>申請地は、美祢市役所●●●●●から西に650mの位置にある農用地区域内農地です。故障車、作業用車両置場にするための除外申請です。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>13番</p>	<p>13番、武藤です。こちらの場所ですけども、こちらから●●方面に向かわれて、●●という信号があるんですけど、ここを●●方面に曲がって300m、道路の右側の畑のところ。現在雑木や竹が繁殖して畑という感じは乏しいという感じなんですけど、道路に面しておりましてそこにちょっと田んぼとかあるんですけど、一番下側なんで特に影響はないかなと思います。審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。地元委員より何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>24番(推進委員)</p>	<p>推進委員の山中です。現地は毎年農地パトロールの対象となっていました。そして、今言われていましたように県道沿いの日当たり</p>

<p>議長</p>	<p>の良い、農地としても適した所でもあります竹が繁茂し、大変荒廃しております。今回、開発者と申請者が同じ●●地区の方なんですけれども●●●●さんより故障車の置場として利用したいという事で農振除外の申請をされています。ご審議の上、今総会において認めていただきますようお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>朗読。</p> <p>今回、全体で9筆ございます。全体面積が16,396㎡でございます。貸し手が2名、受け手が2名でございます。内訳につきましては4ページをご覧くださいと思います。この2番でございますが、機構を通した後、農事組合法人 ●●●●へ集積されます。また、農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件全てに効率的にすることが認められる。また、常時従事することが認められる事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。地元委員より何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。それでは、委員のみなさんより何かご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。それでは、これより報告事項に入らせていただきます。議事順位第6号 報告第1号 農地転用現況証明についてを議題といたします。番号1から3を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願</p>

事務局	<p>いたします。</p> <p>朗読。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。平成元年頃に耕作放棄後荒地となり、現在は雑木雑草が繁茂している状況でございます。</p> <p>2件目。申請が1筆。昭和58年頃に耕作放棄後、家屋の建て替えにより、現在は家屋の一部として利用されている状況でございます。</p> <p>3件目。申請が6筆。1363番1につきましては、平成3年頃に耕作放棄後、現在は雑草等が繁茂している状況でございます。3421番1につきましては、平成3年頃に耕作放棄後、椿が植えられ現在は椿、雑草が生育繁茂している状況でございます。3424番1につきましては、平成3年頃に耕作放棄後、駐車場の一部、資材置場として利用されています。3428番1につきましては、昭和52年頃に車庫、農機具倉庫が建てられ現在に至ります。3431番1につきましては、平成3年頃に耕作放棄後、イチョウが植えられ現在はイチョウ、雑草が生育繁茂している状況でございます。3471番1につきましては、平成3年頃に耕作放棄後、通路の一部として利用されています。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
17番	<p>17番、馬屋原です。1番ですが、●●の町を●●という地区を通り●●という集落に該当の場所がございます。資料の25を見ていただいたら分かると思いますが、特に21ページの写真がついておりますが、こういうふうな状況でございまして、元はトタンで囲ってありましたから管理はされ、それなりに刈っておったと思いますけども、今、原状はもう雑草で木が生えたり、雑草が生えているという状況で非農地の認定は良かろうというふうに思います。以上です。</p>
13番	<p>13番、武藤です。2番ですが、こちら先程の議案第1号第2番、●●●●さんのご自宅になるんですが、こちらも比較的新しいんですが、先程の説明の通り家屋の建て替え時に現在のような状況になってしまったという事でございます。続いて3番ですが、25ページの写真にあるような住宅の近くの畑なんですが、写真のようにもうこういう状況になっておりますので実際行って見て確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと3番について簡単に私の見た感じを報告をしておきます。イチョウの木が結構な量、大きさの物が</p>

	<p>植えてありますので、ぎんなんでも取られるんですかと聞いたら、期待はしていましたが全くなりません。というふうに言われました。ぎんなんであれば畑という認定もできないなと考えた次第ですけど、そちらはないようでしたので、実は●●●●さんは私と一緒に職務代理をされた方で自分の時に整理されなかったからというふうにも思った次第でございます。地元委員さんの方より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
2 2 番(推進委員)	1 番。馬屋原委員さんが言われた通り何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	2 番。
1 8 番(推進委員)	●●の●●さんの所なんですけど説明の通り、何の問題もないと思います。
議長	3 番。
2 5 番(推進委員)	<p>地元の吉村です。先程会長も言われた通りに本来なら本人が農業委員の時に転用許可を受けるべきでしたが、本人が亡くなったため現状こういう結果になったのはやむを得ない。当時機械を買ったので経営規模拡大を考えていらっやいました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ちょっと●●さんの所を補足しますと、実はこの畑の方に昔製材所が建っていたと言うんです。ご主人の製材所が昔あったんですよ。それを取り壊して畑でちょっと使って、嵩上げをして家を建てた時にこうなりました。という事でした。私がお本人から聞いた話でございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。</p> <p>(「はい」の声) 特に発言も無いようでございますので以上で報告第1号を終わらせていただきます。それでは、続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを、事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回1件。農事組合法人 ●●●●●●から提出がありました。報告されました報告書の事業状況また構成員の状況、執行役員の状況等を審査致しましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>

議長	<p>ありがとうございます。只今の報告につきまして、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので報告第2号を終わらせていただきます。議事順位第8号 報告第3号 農地法第18条 第6項による規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 先程の議案第1号番号3、農地法第3条の農地所有権移転許可申請ために双方の合意により解約されたものです。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ちょっと事務局にお願いします。この案件、何かあったんですよね。その辺について経緯をちょっとみなさんに報告してください。現地調査の時にバツが付いていましたよね。3条の方に。</p>
事務局	<p>この2筆について、利用権設定で担い手協との設定がされていて農政部局に最初に言った時には、合意解約ができないと言う事だったんですけど、この合意解約でそのまま権利を引き続いて受けられるという事で、農政部局からの許可が下りましたので今回合意解約で報告いたしました。</p>
議長	<p>要するに、合意解約で継続して耕作しなければだめだと言う事だけれど、補助金の関係だと思いますが、同一人物が合意解約で、今度は贈与で引き続き耕作を続けられるという事で、合意解約はいいですよと回答が来たので急遽、また来月3条に上げるよりは、今月処理してしまった方がいいだろうという事で上げたという事であります。●●さんについては、別の3条の案件もございましたので、一緒に上げた方がという事であります。それで追加で合意解約が出てきたという事であります。委員のみなさんで何かご意見ございましたらお願いいたします。意見が無いようでございますので、報告第3号は終わらせていただきます。続きまして、農業相談日の報告を当番委員お願いいたします。</p>
17番	<p>17番の馬屋原ですが、7月10日に1件ありました。当番委員は馬屋原、桑原職務代理、井町委員でございます。3名でございます。相談者は●●●●●さんという人でございまして、その人はよく相談に来られる人で、この度の相談は、この人の田んぼの該当は●●●●●の西側にあたります所であります。その関係でまず、第3者ですけども、湿地帯といいますか田があつて、その配水工事をする関連でどなたか名前はわかっていますが、言いませんが、申請をされて排水工事をされたそうです。その延長で、同時に直接関係ないと私は思いますが、青線にベンチフリュームを設置されて今まで土溝であったものにベンチフリュームを入れたら、途</p>

	<p>端に水がどんどん流れてきはじめたと、若干場合によってはそのベンチですから、水が配水したまま溜まっている状態があったりすると言う事で、思いがけず水が出るが多くなったという事で、本人は迷惑をしているという事でございます。とにかく水路と言いますか水溝を入れたのは本人は同意をしていないんですが、そういう事はできるのかという事です。もう一つ質問がありまして、これにつきましては農林課の関係の説明では、改修工事の所有者同士の、所有者の同意があれば出来るという事で回答がありまして、その内容を伝えておりますし、また、今現状を解決する方法とすれば所有者が色々あるんでしょうけど、一番出しやすい所を今止められているようなので、それを話をしてはどうかねというような話がしてあります。それからは、うまくいけばスッといくんでしょうけど、なかなか土地問題ですから、過去に色々あるんでしょうから水路が止めてあるんでしょうから、どうなるかわかりませんが、我々の助言はわかりましたという事で一応帰られました。周りの田は作られておりますので、農業委員さんがいらっしゃいますので、内容は分かっていると思います。</p>
議長	<p>大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。以上で本日の審議並びに報告事項が全て終了します。委員のみなさんより特段な発言がございましたらお願いをいたします。</p>
8 番(推進委員)	<p>ちょっとこの場で言うべきことか分からないんですが、最近獣被害による農業施設が非常に崩壊というか、してまして、具体的に言えばと猪が農道や畦を掘って農業生産に重大な被害を与えているわけなんです。普通の水害とか地震による農業施設の復旧は市の助成が得られるんですが、そういう猪とかそういう掘り返しに対する助成金とか無いんで、できれば農業委員会から市の方をお願いしてもらえたらどうかという事です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。分かりました。他にございませんか。無ければ次の会議がありますので、事務局より今後の日程等について申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは今後の日程についてお知らせをいたします。次回総会は8月16日木曜日、場所は美祢市勤労青少年ホームで行います。</p>
議長	<p>本日の総会を閉じたいと思います</p> <p>午後4時40分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年7月18日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

--	--

